

新旧対照表

○選挙事務所に係る仮設建築物としての取扱い方針

新	旧
選挙事務所に係る仮設建築物としての取扱い	選挙事務所に係る仮設建築物としての取扱い <u>方針</u>
選挙のために使用される事務所（以下、選挙事務所という。）で、以下の各条件を満たすものについては、従来と同様、その利用状況より建築基準法第 <u>85条第6項</u> の仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物として扱うことができるものとする。 1～4 （略）	選挙のために使用される事務所（以下、選挙事務所という。）で、以下の各条件を満たすものについては、従来と同様、その利用状況より建築基準法第 <u>85条第5項</u> の仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物として扱うことができるものとする。 1～4 （略）
【記】 （略）	【記】 （略）